

厚岸町議会 第3回定例会

平成19年 9 月21日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、室崎議員、14番、竹田議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 昨日、第10回の議会運営委員会を開会いたしました。議件は、意見書案第6号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める要望意見書が提出されることになっております。この意見書については、本会議において審査することに決定いたしましたので、以上、議会運営委員会の報告といたします。
以上です。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時02分休憩

午後 4 時49分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
- 議長（南谷議員） ここで会議時間の延長を行います。
本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時49分休憩

午後 6 時29分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第 3、議案第59号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第64号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算まで、以上 6 件を再び一括議題といたします。

本 6 件の審査については、平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

14番、竹田委員長。

●竹田委員長 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第59号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算など 6 件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここに報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第59号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 平成18年度企業会計決算審査特別委員会を開会のため、本会議を休憩いたします。

午後 6 時34分休憩

午後 7 時06分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 4、認定第 1 号 平成18年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第 2 号 平成18年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上 2 件を再び一括議題といたします。

本 2 件の審査については、企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

音喜多委員長からの報告を求めます。

1 番、音喜多委員長。

- 音喜多委員長 本委員会に付託されました認定第 1 号 平成18年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第 2 号 平成18年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上 2 件の審査につきましては、本日委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上です。

- 議長（南谷議員） 初めに、認定第 1 号 平成18年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

- 議長（南谷議員） 次に、認定第 2 号 平成18年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 日程第5、意見書案第5号 道路整備に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） ここで、朗読の訂正の発言について事務局長より申し出がありましたので、これを許します。

●事務局長（小倉局長） ただいま、意見書案第5号、職員の朗読を係長をして行いましたが、その朗読中、賛成者、厚岸町議会議員、「なかやつとむ」と読むべきところを「あつし」と読みました。訂正をさせていただきたいと思います。正しくは「なかやつとむ」でございます。

●議長（南谷議員） 提出者であります菊池議員に提案理由の説明を求めます。

9番、菊池議員。

●菊池議員 ただ今上程されました意見書案第5号、道路整備に関する要望意見書につきましては、事務局が述べました文面に尽きるわけありますので、ご理解ある議員各位にご賛同いただきますよう切にお願い申し上げます。付け加え申し上げますと、この件につきましては、北海道道路利用者会議、北海道道路整備促進協会からの依頼ですが、北海道各市町村長会、北海道35市議会、その市町村長会、市町村議会議長会から各市町村議会に要請あったものです。賢明なる議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。提出者の説明にかえさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今、提案になりました意見書について質問をさせていただきます。

今回の意見書を読ませていただいてその内容を見ると、私たちの地域の道路をどういうふうにするのか、そういうことが本当にこの中ににじみ出るような道路整備の意見

書ではないのではないかなというふうに思います。

それで、これを見ておりますと、非常に北海道は広いから何とかしてほしいとか、高齢化、少子化、これがどういうふうに関係するのか、全く道路整備と関係していくのかわからないというふうに思いますし、観光の国づくりにするために道路は必要だということをおっしゃってありますが、猛スピードで通り過ぎる道路を幾らつくっても観光には結びつかないのではないかなと私は思います。

それから、それがもし観光に結びつくとすれば、実際にこういう道路を整備して、すばらしくなった町、あるいは地域、それを明らかにしていただきたいと思います。私は道央道の室蘭インターチェンジから室蘭市に入る道路、あれは高規格道路だと思いますけれども、ああいう道路が立派にできて町の中まで高速道路で入っていくことができます。そしてその反対には白鳥大橋があって、またそちらに、虻田町の方に抜けていくそういう道路ができています。ところが、室蘭市はどんどん衰退していく。道路が幾ら整備されても、その影響が地域の経済発展に貢献しているというふうには、私はどうしても理解ができないのであります。やはり一定のものは必要であるかもしれないけれども、車の通行量等を勘案して整備を行うところ、それから実際にもう採算が合わないことははっきりしているところ、それから地域の要望が何なのか、そういうことを明らかにした上で道路整備が行われていかなければ私はならないのではないかなというふうに考えています。

それで、以前に道路公団の改革、これは構造改革の目玉として位置づけられて、むだな高速道路はもうつくらないのだという方向が出されました。ところが、採算のとれない道路でも、結果的には国と地方が負担し合って、直轄方式という方法を導入してさらに道路を、高速道路をつくってしまう。結果的には、これは後年度、住民の負担に大きく負担としてかかってくるものであります。

今、説明されておられますけれども、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源が、その目的に基づいてやれというふうになっていきますけれども、とってもそんなものでもう間に合わないところに来ているし、このまま高速道路をつくり続けるとそういう状態になっていることを、やはりきちんと私たちも見ていく必要があるのではないかなというふうに考えます。

それから、先ほど町長もおっしゃっていましたが、抜本的な見直し区間、こういうものも含めて、中止するのではなくて、逆にその規格を変えながら建設を続けるということになっていると思います。

そして、新しく国土開発幹線自動車道建設会議、国幹会議と言うそうでもありますけれども、この中で、高速道路計画がむだかどうかという判断を決めているわけですが、これは何を指して決めていくのか、その判断材料はどのようなになっているのか、それについて押さえているのかどうなのか、これがきちんと押さえられた上で、進めるか進めないかを決めていかなければならないのではないかなというふうに私は思います。ただ単に、上からの依頼に私たちが単純にこたえていたのでは、本当に地方自治を守る地方の住民の代表として責任を負えることにはならないのではないかなというふうに私は考えますが、今述べたことに対する質問にお答えいただきますようお願いいたします。

●議長（南谷議員） 9 番、菊池議員。

●菊池議員 ただいま、10番、谷口議員よりいろいろとお話がありました。それにお答えいたします。

道路はなぜ必要か。道路整備の促進につきましては、道路は、国民生活と経済社会活動に欠くことのできない最も基本的な交通施設であり、その機能、効果を十分発揮するためには、国土の発展基盤としての高規格幹線道路から、ただいまお話にありました、日常生活に密着した道路まで体系的に整備することが必要であるからであります。経済的、政治的、文化的に重要な機能を果たしている道路であります。かつ、インフラ、上下水道、電気、防災、空間でありますオープンスペース、時間的自由に利用が可能であるというような利点もございます。

少子・高齢化が結びつくという意味についてお答えいたします。

近年、お年寄りが多くなっております。ご承知のとおりでございます。また、かわいい子供たちが少子化で少なくなっております。このお年寄りと子供たちを交通事故から守るために、日本全国、春夏秋冬、四季を通じて交通安全運動の推進を唱えております。このためにも、大切な道路を少しでも交通事故からなくするために、少子・高齢化のために対応しなくてはなりません。

また、観光の国についてお伝えいたします。

北海道、本州、四国、九州、沖縄に至るまで、日本の国は美しい春・夏・秋・冬の彩りを持った、季節のはっきりした国であります。北海道は国内有数の国立公園を持ち、ましてや北海道遺産を持ち、厚岸町は道立自然公園であります。そういう中であって、観光の国として北海道にお客様を迎えるに当たり、近年は国際化も進んでおります。そういう面から申しましても、国の内外を問わず来客されるためには、道路がきちんと整備されていなければなりません。ましてや、ご承知のとおり、間もなく洞爺におきまして国際サミットが行われるようになっております。

総理大臣も、美しい国づくりということできいろいろと苦労しておりましたけれども、この洞爺湖サミット成功に向けては、やはりお客様を案内するために警備も大事でございますから、道路の関係も十分加味しなければなりません。

また、その次に、道路公団の改革、道路はもうつくらないというようなことをおっしゃられておりましたけれども、本件につきましては、北海道道路利用者会議、北海道道路整備促進協会、この会議集団、協会からの要望が、この文面に尽くされておるわけでございます。

道路特定財源の件につきましては、道路整備を計画的かつ着実に促進するため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に違反することなく必要な財源を確保することを行います。ご承知のとおり、道路特定財源の原資は、揮発油税、石油ガス譲与税、そのほか、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、軽油引取税、自動車取得税などが主な道路費用となっている原資でございます。

道路行政は、新設、改築、維持、修繕、そのほか管理は道路管理者、一般国道は建設大臣、国、都道府県道は都道府県知事、市町村道は市町村が管理者となっていて行っており

ます。こういう面からも判断し、道路は、太古から人類とともに進歩し、現代の自動車時代に適応した高速道路にまで近代化され、生産、流通を初め、経済的、政治的、文化的に重要な機能を果たしていることがわかりと思います。鉄道などほかの交通機関と比較して道路を利用する場合、時間的、空間的に自由であり、日常生活に欠かせない陸上交通施設であるということもわかりになったと思います。

至らない回答もあると思いますが、一応受けとめました件につきましてお答えしたつもりでございますが、谷口議員の理解ある判断をお願いいたします。

以上でございます。

(「反映した地域」の声あり)

●菊池議員 反映した地域についてお知らせいたします。

先ほど申し上げましたように、国内都道府県を見ますと、日本は、国立公園、道立公園、県立公園、国定公園、種々ございますが、やはり交通体系が万全に整備されているところは快適ですばらしい通行が可能になっておりますので、その点、現代人は大変時間的に忙しい時間を当てながら生活しているわけでございますが、観光に出た場合において、快適な通行ができることによって成功される原因があると思います。

そういうことで、十分観光面、経済面、流通面、物流におきましても重要な機能を果たしている面がございます。そういうことでご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、提案者からいろいろご説明ありました。しかし、今のように説明されたことは、提案理由と全く同じことをただ繰り返しているだけ、きれいな言葉をあちこちに並べただけなんです。それで、公共事業についていろいろな意見があります。

私は、やはり必要な公共事業はきちんと進めていかなければならない、地域の住民に役立つ公共事業、それから日常的にそこで生活していく上で必要な事業はきちんとやっていたかなければならない、ところが、バブルがはじけた後で公共事業に対するさまざまな意見が出てきて、ここでちょっと考えようということになったと思うのです。

そういう中で、前の小泉内閣は、もうむだな高速道路はつくらないんだというふうに言っていたんですよ。そして、道路公団の改革をやって、公団の民営化を強行に進めたんですよ。そういう中で、その手法を多くの人たちが支持をして、こういう道路公団の民営化、そして高速道路も一定の歯どめをかけると、物すごい抵抗がある中で改革を進めようとしてやってきたんですよ。

ところが、実際に進めていく中で、1つはしごを外され、2つはしごを外され、公団は民営化になったけれども、実際高速道路をつくる仕組み、これはほとんど骨抜きになってしまって、道路建設が進んでしまうということになっているんですよ。

そういう中で、今、菊池議員がさまざまな説明をされておりました。安全・安心な生活環境の確保、あるいは活力ある地域をつくるというふうなお話がありましたけれども、そういうものが、実際には大きな仕事には潤沢な予算は配分されるけれども、結果的に、

今説明された中身、地域の道路をどう維持していくか、これには町はすごく大変な思いをしている。この予算はこれにはほとんど反映されていないんですよ。これから、つくることだけを一生懸命やっても、結果的には、つくった後大変な思いをしているのが管理者の大変なところではないでしょうか。

せっかく道路をつくったけれども、何年かしたらでこぼこの道路になってしまって、また新しい事業を持ってきて違う事業で掘り返して道路をつくり直す。結果的には、それが全部地域の住民の負担になっていくのではないかというふうに思います。やはり今本当にこの地域の道路がどうなのか。この間も室崎さんがおっしゃっておいりましたけれども、国道を、今の国道を片側1車線を2車線にする、スムーズな流れにすることによって、相当交通の便がよくなっていくのではないのかなというふうに私は思います。

それから、道路のできたことによる効果、これについては非常にあいまいなんですよ、答弁が。今の若者は便利に行く。今なんかナビゲーションがついていますから、ボタン一つ押せば、あとハンドル持っているだけで目的地にはちゃんと行きますよ、どんな道路でも。高速道路や高規格道路が整備されることによって、厚岸町がさらに取り残された町になっては困るんですよ。その辺をやはりきちんと考えていただかないと。高速道路の上は車は走っているけれども、厚岸町には一向におりてこないというようなことでは、私は困ると思うんですよ。それよりも、必ず通過する国道、道路をきちんと整備をしていくということの方が重要なことではないかと思うのですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 お答えいたします。

道路計画の策定に当りましては、まず道路及び道路交通の現状を明らかにし、問題点を発見し、その対策を検討することから始めなければなりません。現在の道路でよいのではという意見に対しましては、現在の国道ルートを改良し、追い越し車線の設置、あるいは現路線を拡幅しての左右路線設置の交互通行の方法でよいということもございます。また、高規格道路は、交通安全上、野生動物及び人物の進入をできる限り防護する体制を整えるばかりでなく、車両の通行に際し、カーブ路線の解消などとともに、安全で快適なスピード走行が配慮された道路であると確信いたします。

かつ、高規格幹線道路ネットワーク体制をとって、輸送の利便性を高めるということも必要でございます。もちろん、高規格幹線道路を構成する一般国道についても、その整備をする必要があります。さらに、これらの道路で現在供用されているものについては、交通量の増加に対応し得るよう、その多車線化を図る必要もございます。

いずれにいたしましても、地域の広域的な連携を強化しその振興を促進するために、地域高規格道路を早期に指定し事業を推進するとともに、地方特定道路整備事業を拡充、強化することが必要であると思います。

いろいろとご質問ございますけれども、文面に尽きるわけでございます。種々検討することがございますけれども、一応繰り返しになりますので、この辺で答弁にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 質問ですので、賛成と反対とかそういうのではなくて、事実関係をちょっと疑義があるのでお聞きしようということですからよろしく。

ここで、まず前文の3段目、特に高規格幹線道路ネットワークの形成は云々と来て、最重要課題であると、そういうふうに書いてあるわけですね。そして、記というところの4番目に、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るために云々と、こうあります。それで、この文章から見て、高規格幹線道路というものは、非常にこの文面の中で重みを持っている言葉になるわけですよ。それは、どのようなものをイメージしているのか。先ほどの谷口議員とのやりとりを聞いていますと、提出者は、これは北海道道路促進何とか協会とか、そういうようなところで練った文面であるという言い方をおっしゃっていました。そうしますと、これはやはり今高規格道路としてでき上がっているのがありますよね。ああいうようなものだというふうに考えられると思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 我が国では、1960年代後半に入りまして、国土縦貫型高速道路を骨格とする全国幹線ネットワークの本格的整備が始まっております。その後、2回にわたる石油ショックにもかかわらず、モータリゼーションの進展著しく、昭和59年末の自動車保有台数、相当のものがございます。4,636万台。84年度の道路投資総額は6兆4,000億円。ともに、アメリカに次いで世界第2位に達しております。

しかし、道路交通網体系の中で、高速道路や新幹線という新交通ネットワークの整備がいろいろとございましたけれども、先ほど申し上げましたように、高規格幹線道路ネットワークとは、道内の圏域間の交流、提携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保、災害発生時における代替性の強化などを図ることを目的としておりますので、連係プレーの道路が必要。やはりけがをしたとか急病だとか災害だとか、そういったときの発生時の高次医療サービス、経済物流、例えば厚岸の場合はサンマだとかいろいろ運ぶ場面においての便利化、観光の受け入れ、それから先ほどインターチェンジの関係もございましたが、先ほど谷口議員の答弁にもありましたように、道路をつくるためには何が必要であるか十分な検討をし、それを町が、道路をつくる国に対し、あるいは道に対し提言し、その意見も取り入れながらやっていかなければなりません。

そういうことで、物流、災害、医療関係の連係プレーに必要なネットワークと理解しておりますので、その辺をご理解願いたいと思います。

室崎議員の質問の回答になりましたかどうか、よろしくご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 何か、人の聞いていることを全部透かして違うことばかり言っているような答弁されたんじゃない、皆さんが早く帰りたいから、いいかげん時間ばかりとるので、もう少し気をつけてください。

それで申し上げますが、あなたが今言ってきたのは、全部この道路何とか推進協議会やそういうところの意図、目的、それをおっしゃっているというふうに私は理解いたしますが、要するに、今まで道内でたくさんできています、高規格道路が。そして、それぞれに役に立っていると思うんです。マイナス面もあるけれども、プラス面もあると思う。それで、そういうものをもっと、今ちゅうちょしているようなところも早くつくってくれというのがこれだと思うんです。そうですね。

それで、それを前提にしてお聞きするんだけど、先ほど町長が、最初谷口さんの質問か何かで答えになって、その後、私ともやりとりがありました。くしくも町長の考えていることと私どもが同じだったので大変うれしかった。それは、少なくとも釧路から先、根室までの、この厚岸町にとって一番大事な部分については、今までのようなインターチェンジ方式でもって頭の上を新幹線が走っていくような高速道路と同じようなものではなく、44号ですか、これを拡幅、直線化するというようなことで、結局、根室、釧路間の時間短縮を図るというような、今までと違った発想にしてもらいたいんだと、そういう町長のお話しでした。私も全く同感だったんです。そのときあなたは、その後に立ち上がって、そのとおりだと、おれもそう思うというふうにおっしゃっている。この中にそれが出てくるんですか。あなた、自分で言っていることと、それからここに書いていることと矛盾しませんか。それを聞いているんですよ。お答えいただきたい。

- 議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

- 菊池議員 私は、先ほどの説明の中ではっきりと申し上げております。現在の国道ルートを改良し、追い越し車線の設置、あるいは現路線を拡幅しての左右路線設置の交互通行の方法でよいのではないかという意見にも賛成ということをおっしゃいます。ここにメモしてありますから間違いございません。

- 室崎議員 言ったんだ。だからここの文面と違うじゃないかと言っている。

- 菊池議員 それは入っていないということになりますが、どうしても修正をしたい場合は修正動議を出していただいて、納得のいく文面に支援していただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 ちょっと言い方きつかったから気にさわったかしらんけれども、勘弁していただきたい。

もし、今、菊池議員おっしゃるように、先ほど町長がおっしゃったような意図を含めているのであるならば、それを明確に入れた文面にしたらいかがですか。これでは、いわゆる中央の人たちが考えているのと同じイメージでとられてしまうのではないかと、

それでは本意ではないということでしょう、提出者自身が。それであるならば、どうです、そのところにもう少し変えたものを出してなさったらいかがですか。それを動議で出してこい。出たら考えてやる。それはちょっと乱暴ではないかな、そういうふうにするんですよ。いかがでしょう。

要するに、私は、道路の整備についてけしからぬとか、反対だとか言っているわけじゃない。ただ、厚岸町の場合には、例えば札幌市だとかそういうところの人たちの考えているのと、やはりこの地域の特性があって多少違うんですよ。だから、この場合には特に高速の高規格道路ネットワークの形成は大事であるとか、あるいは4番で、その早期実現のためにということが書いていると、どうしてもそのところは強く浮かんできます。だから、それは、中央の人たちがイメージして、ああそうかと。厚岸町にはそういうような、高速道路と言われるようなものをつくれということかと思われると、あなたにとっても本意でないということが今わかりましたので、そういうようなものを入れた文面になさったらいかがかなと思うのですがどうでしょうか。

(「ちょっと休憩してください」の声あり)

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 7 時49分休憩

午後 8 時34分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま菊池議員から意見書案第5号の事件の訂正請求書が届きました。これにつきまして、これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

●議長（南谷議員） 訂正理由の説明を求めます。

9 番、菊池議員。

●菊池議員 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど来、いろいろと論議いたしました経緯を勘案し、より地元マッチした文面にするために訂正をいたしました。

訂正内容は、記以下の4項目を次のとおり訂正し、新たに5の項目を加えるものでご

ざいます。

4 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うこと。

5、当面着工しないとされた区間については、既存の国道を改良し、拡幅、直線化を図るなどして、道路網の整備を進めていただきたい。

この文面を修正いたします。よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を承認することに決定いたしました。

他に質疑ございますか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

10番、谷口議員。

●谷口議員 私は、道路整備に関する要望意見書、これについて反対をする立場で討論を行います。

審議の中でさまざまな議論をされ、今回、訂正の請求がされ、それが承認されました。しかしながら、私は、この意見書案を貫くものは、一向に歯どめのかからない高速道路の建設、これをどうしても進めようという、そういう内容が貫かれた意見書であるとは考えます。さまざまな意見がございますけれども、今、高速道路については、きちんともう一度見直しをかけていくということがどうしても必要な状況であります。

そういう中で、私は、先ほども申し上げましたけれども、国土開発幹線自動車道路建設会議が結論を出して、その中で抜本的な見直し区間、これらも含めてどうしていくのかということが議論をされたわけでありましてけれども、高速道路計画がその採算性、あるいはむだかどうか、事業の評価がきちんとされない中で進められていくということに対しては、非常に私は危惧を持つものであります。

そして、これには採算性による判断は含まれていませんし、大気汚染被害や自然破壊など、環境や景観、まちづくり、住民への悪影響などのマイナス要因は、計画の評価に一切入っていないものであります。そういうことを考えると、厚岸町議会がこれを進めることは、私はもうしばらくその評価をきちんと判断した上で、その可否を厚岸町議会

がすべきではないのかなという、そういう立場から、私は本意見書案に反対をするものであります。

以上であります。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

- 議長（南谷議員） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） 以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第6号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。

11番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程されております意見書案第6号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める要望意見書案につきましては、職員が朗読した文面内容に尽きるわけでございますけれども、月齢制限を20カ月齢未満から30カ月齢未満まで拡大、容認することは、輸入条件につながるものであり、多くの国民は望んでおりません。

また、政府は、都道府県が行う20カ月齢以下のBSE検査への助成を打ち切ることを決めましたが、多くの自治体では検査の継続を検討しています。

ここで、この20カ月齢以下がなぜ大事かというのをちょっとご説明いたします。

17年度の数値で申し上げますと、1年間に食肉へ回る国内頭数が123万頭でございます。

そのうちの3分の1、41万頭がこの20カ月齢以下で、それも酪農家が生産する肉用種の肥育牛雄牛なんです。それが約3分の1出回る。そのほとんどが20カ月齢近くで屠殺されて食肉になるということです。アメリカに対してこの30カ月齢未満となると、もっともっと半分以上も検査しない牛が出てくるというのでは、大変これは安全性に欠けるということで、国内においてもこれだけ3分の1が該当になっているので、それで20カ月齢以下を打ち切るということは、もう全く検査しないのと同じような感じになってしまうので、そういう継続措置を図っていただきたいというのがねらいでございます。

以上、本意見書案につきまして、議員各位のご理解とご賛同をいただき、ぜひ可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上、説明にかえさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第7、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

総務、産業建設、厚生文教各常任委員会が閉会中に実施した、庁内における所管事務調査に対する調査の報告書が、今般、各委員長から提出されております。この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

●議長（南谷議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成19年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後8時51分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年9月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員